

ニューバーガー・プライベート・ エクイティ・ファンド

愛称: ベストオブPE

追加型投信／海外／株式

当ファンドは特化型運用を行います。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドは流動性の低い資産を主な投資対象とするため投資対象資産の資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

ニューバーガー・バーマン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第2094号

設 立 年 月 日: 2008年10月17日

資 本 金: 128,000,000円

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 2,085,398百万円
(2025年8月末現在)

■受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

三菱UFJ信託銀行株式会社

照会先: ニューバーガー・バーマン株式会社

●ホームページ アドレス <https://www.nb.com/japan>

●電話番号 03-5218-1971(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・この目論見書により行う「ニューバーガー・プライベート・エクイティ・ファンド」の募集については、発行者であるニューバーガー・バーマン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月18日に関東財務局長に提出しており、2025年12月4日にその届出の効力が生じています。
- ・請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ・ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券)	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

外国投資証券への投資を通じて、実質的に非上場株式(プライベート・エクイティ)等への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

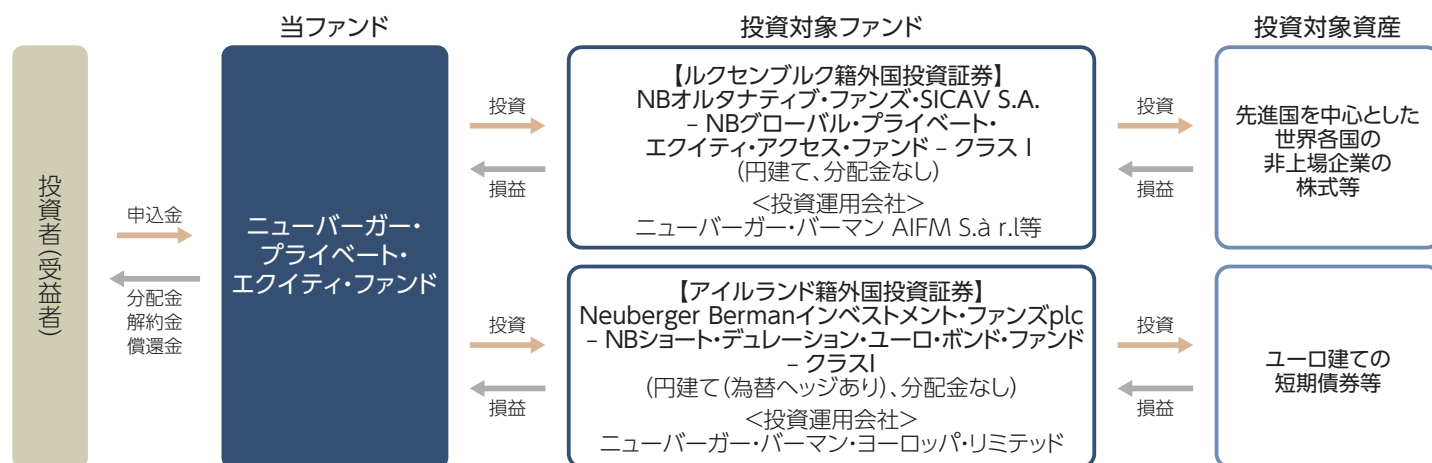
ファンドの特色

- 1 投資対象ファンドを通じて、実質的に北米および欧州を主としたグローバルの非上場企業の株式等への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 2 投資先企業の選定は、長期のプライベート・エクイティ運用実績を有するニューバーガー・バーマンが行います。
- 3 月次での購入・換金受付が可能です。
- 4 投資対象ファンドへの投資につきましては、為替ヘッジを行いません。

ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

複数の投資対象ファンドへの投資を通じて、主としてプライベート・エクイティ投資によるリターン獲得を追求しつつ、一定の流動性の確保も行います。



ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行います。

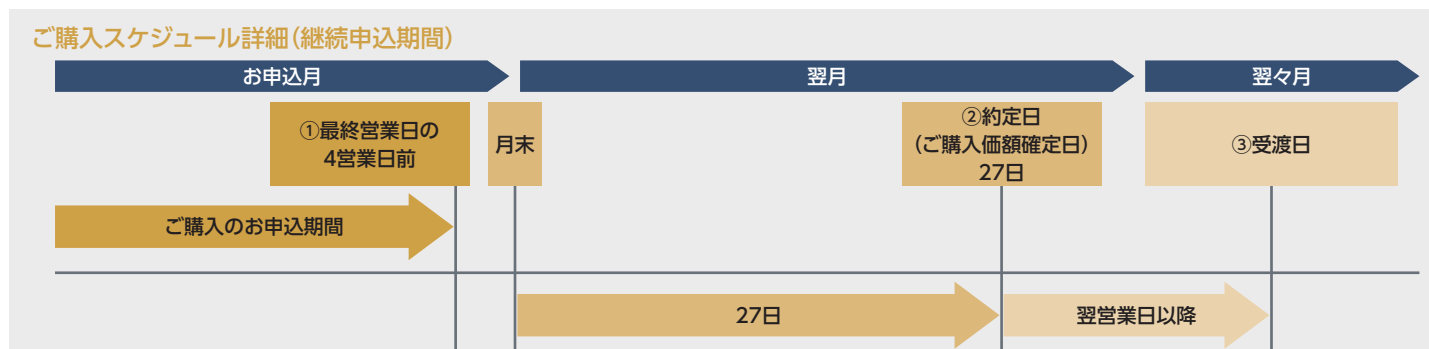
ファンドが実質的に投資対象とする非上場企業の株式の中には、寄与度(市場の時価総額に占める割合)が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄(支配的な銘柄)が存在すると考えられます。

実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

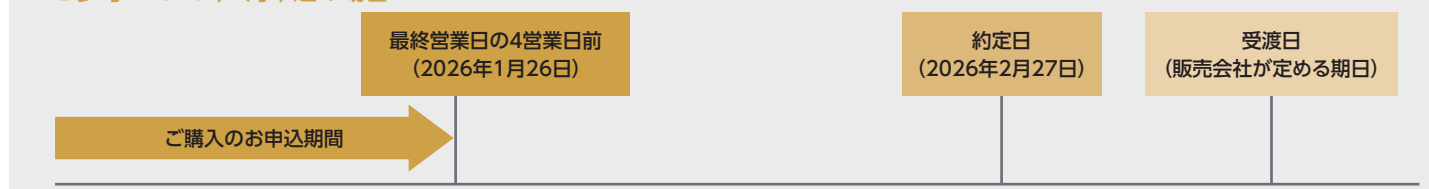
ご購入スケジュールについて

(継続申込期間)

継続申込期間における購入申込受付期限は毎月末営業日から遡って4営業日前です。ご購入価額については当該申込受付期限の翌月の27日(休業日の場合は翌営業日)における基準価額となり、受渡は販売会社が定める基準日の翌営業日以降となります。



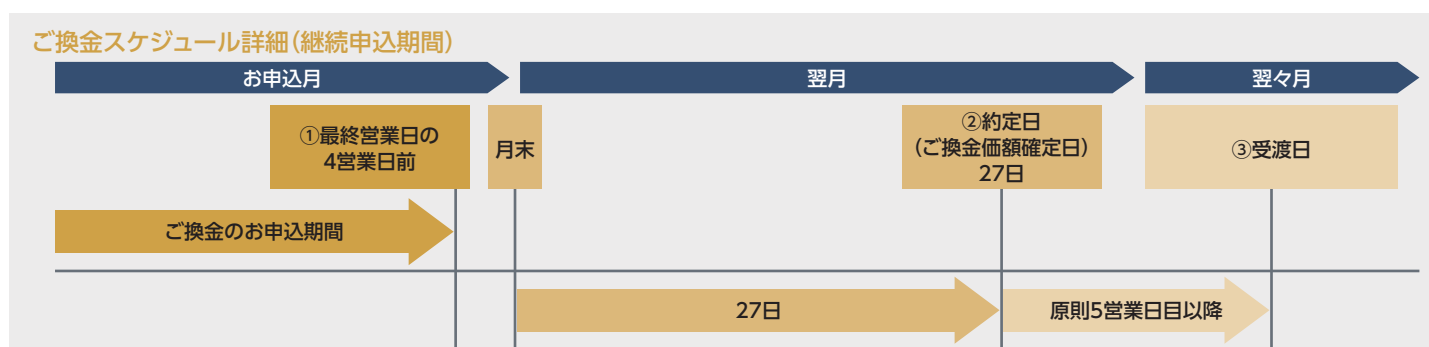
<ご参考>2026年1月申込の場合



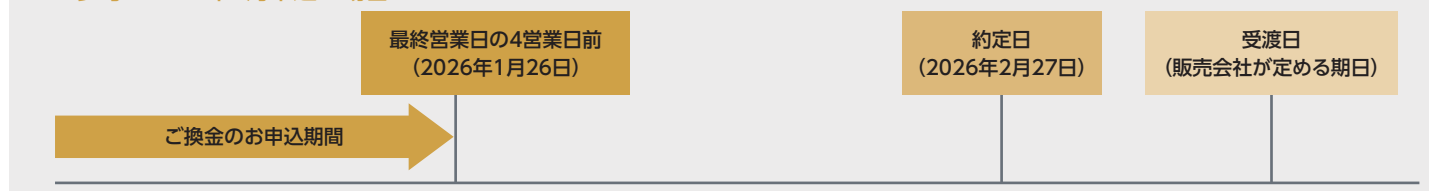
*日本における営業日をさします。お申込みは各日午後3時30分までとなり、申込がこの時間を経過した場合には翌営業日の受付となります。

ご換金スケジュールについて

解約申込受付期限は毎月末営業日から遡って4営業日前です。ご換金価額については当該換金申込受付期限の翌月の27日(休業日の場合は翌営業日)における基準価額となり、解約代金の受渡は解約基準日から起算して原則5営業日目以降となります。



<ご参考>2026年1月申込の場合



*日本における営業日をさします。お申込みは各日午後3時30分までとなり、申込がこの時間を経過した場合には翌営業日の受付となります。

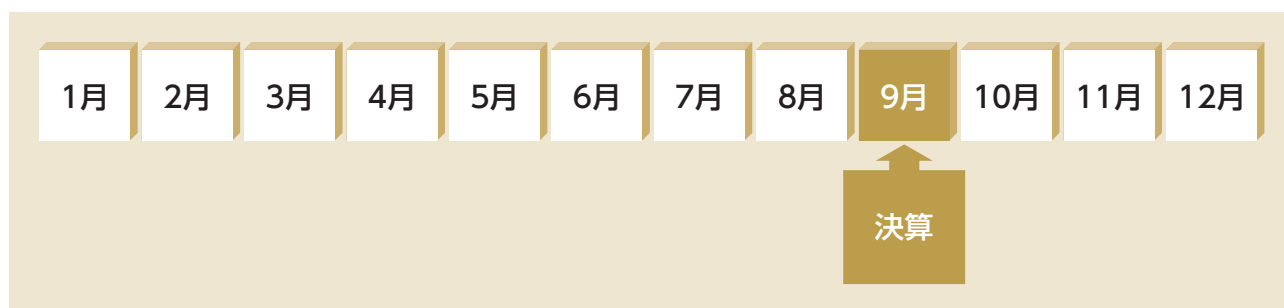
主な投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引等の直接利用は行いません。なお、投資対象ファンドを通じたデリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 同一発行体に対する実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%を超えないものとします。

分配方針

毎年9月1日(休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

NBオルタナティブ・ファンズ・SICAV S.A. – NBグローバル・プライベート・エクイティ・アクセス・ファンド – クラス I (円建て、分配金なし)

(ルクセンブルク籍外国投資証券)

投資目的	実質的に非上場企業の株式等に対して投資を行い、分散したポートフォリオを構築し、長期的なキャピタル・ゲインを目指して運用を行います。
投資方針	● ルクセンブルク籍リミテッド・パートナーシップを通じて、実質的に北米および欧州を主としたグローバルの非上場企業の株式等を対象に分散したポートフォリオを構築し、長期的なキャピタル・ゲインを追求します。 ● 主に以下の証券等に投資します。 ・ 非上場企業の株式等(ルクセンブルク籍リミテッド・パートナーシップを通じて投資) ・ 流動性資産(債券等)
主な投資制限	● 単一の発行体に対する投資を純資産総額の20%以内に制限します。 ● デリバティブ取引は、ヘッジ目的および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ● 原則として、運用を目的とした借入およびレバレッジ、ならびに空売りは行いません。
分配方針	分配は行いません。
オルタナティブ投資 ファンド運用者 (AIFM)	ニューバーガー・バーマン AIFM S.à r.l
投資運用会社	NBオルタナティブ・アドバイザーズLLC ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC
管理報酬等	純資産総額に対して1.00%(年率)
成功報酬	個別案件ベースでリターンに対して12.5%(ハードルレート8.0%を超過した場合)
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

Neuberger Bermanインベストメント・ファンズplc – NBショート・デュレーション・ユーロ・ボンド・ファンド – クラスI (円建て、為替ヘッジあり)、分配金なし)

(アイルランド籍外国投資証券)

投資目的	短期ユーロ建て債(変動・固定金利債)に分散投資することにより、1年間にわたってユーロ建て現金のリターン(ベンチマーク: Bloomberg Euro Aggregate 1-3 Years Index (Total Return, EUR))を上回るパフォーマンスを目指します。
投資方針	実質的に先進国および新興国の政府または様々な業種が発行するユーロ建て債券および短期金融商品に投資し、信託財産の成長を目指します。
主な投資制限	● 新興国の企業または政府が発行する有価証券等への投資は純資産総額の10%を超えないものとします。 ● 非ユーロ建て資産への通貨エクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとします。
分配方針	分配は行いません。
管理会社	ニューバーガー・バーマン・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
投資運用会社	ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド
管理報酬等	純資産総額に対して0.19%(年率)
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

投資リスク

換金に関する留意点

投資対象ファンドの解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。また当該事由が解消しない場合等には換金申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドは、外国投資証券等への投資を通じて、実質的に海外のプライベート・エクイティ(非上場株式)および債券等に投資する効果を有します。当該株式の価格下落、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該株式の発行会社、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失が生じることがあります。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

いずれの期間においても、とりわけ短期間でファンドの投資目的が達成される保証はありません。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

非上場株式などの低流動性資産に長期間投資するリスク

投資対象ファンドが行うプライベート・エクイティ(非上場株式)への投資は、流動性が低い資産に対する長期的な投資となる見込みです。どの投資からも利益の実現や元本の回収をいつでも行えるという保証はありません。また一般的に投資が行われた後、一定の年数が経過するまで売却されることは想定されておらず、長期間保有されます。さらに、投資対象ファンドがそのポートフォリオのすべてまたは一部を迅速に清算する必要がある場合、帳簿上の評価額よりも著しく低い価格でしか売却できずに損失を被る可能性があります。

第三者による評価リスク

投資対象ファンドが保有する資産(投資対象資産)の多くは上場されておらず、頻繁に取引されていないため市場価格は有しません。実際の評価にあたっては、資産評価者やプライシング・サービスなどの第三者から提供された価格情報や評価を利用しています。投資対象資産の評価値は、評価頻度が低いこと、時価評価できない場合があること、正確な評価が難しいこと、その他の理由により、真の価値を正確に反映していない可能性があります。

適切な投資先を見つけることの困難性

投資対象ファンドの投資目的を達成するために十分な数の魅力的な投資案件を見つけることができない可能性があります。このため、投資対象ファンドが時間内にすべての投資を達成することができる保証はなく、投資対象ファンドは限られた数の投資しか行わない可能性があります。

為替変動リスク

投資先外国投資証券は円建てですが、為替ヘッジをせずに投資先通貨に変換の上、投資を行っております。よって、投資先通貨に対して一定の為替変動リスクを負うことになります。また、投資対象ファンドの投資先企業が事業を行うにあたっては、主たる拠点を置く地域の通貨を使用します。したがって、投資先企業と異なる地域に居住する投資家が当該投資から得られるリターンは、企業自体のパフォーマンスに加え、当該通貨レートの変動、為替コスト、為替管理規制の影響を受ける可能性があります。

金利変動リスク

金利変動は、投資対象ファンドの投資および投資機会にマイナスの影響を与える可能性があり、投資対象ファンドの収益率に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。金利が上昇すると、投資対象ファンドの資金借入れコストが高くなり、ファンド運用に影響を及ぼす可能性があります。

カントリーリスク

投資対象ファンドのパフォーマンスは、政情不安、政策や税制の変更、外国資本や通貨に対する規制、その他適用される法令の変更等の不確実性による影響を受ける可能性があります。

投資対象ファンドの資金流出入に関するリスク

ルクセンブルク籍外国投資証券には、四半期ごとの流動性に上限があります。通常、四半期ごとに、純解約申込額が純資産総額の5%(累積ベース)を超える場合には、解約金額が制限され、または解約申込が取り消される場合があります。また、受益者が望む価格および時期に現金化できないリスクもあります。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、流動性資産に投資をする投資対象ファンドへの投資を通じて、またプライベート・エクイティ投資を行う投資対象ファンドにおける流動性確保の状況をモニタリングすることで、一定の流動性を確保することを目指しますが、短期間で大口の一部解約請求が行われた場合には、受益者間の平等性を確保するため、一定の解約制限を行うことがあります。

リスク管理体制

- ・委託会社において、リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織(リスク管理部、法務部、およびコンプライアンス部)を設置し、ファンドの投資のリスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認を行っています。リスク管理部では、主に目論見書等において定める各種投資制限等のモニタリングを行います。また、法務部やコンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。
- ・委託会社は、プライベート・エクイティ投資を行う投資対象ファンドにおいて、非上場株式等の発行会社において企業経営の健全性が確保されていること、非上場株式等の発行会社の財務諸表や連結財務諸表において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象その他の重要な事象が発生していないこと、その他非上場株式等の発行会社の事業内容や経営組織体制に照らして必要と認められる事項について、適切に審査を行う体制が整備されていることを確認しており、今後も継続的に確認を行います。
- ・委託会社では、取締役会の下に経営委員会、さらに運用とリスク管理に関して、投資運用小委員会およびリスク管理小委員会を設置しています。運用リスク管理の一環として、投資運用小委員会において、各ポートフォリオにおけるガイドラインの遵守状況に対するモニタリングの結果の確認および運用状況の確認を行います。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

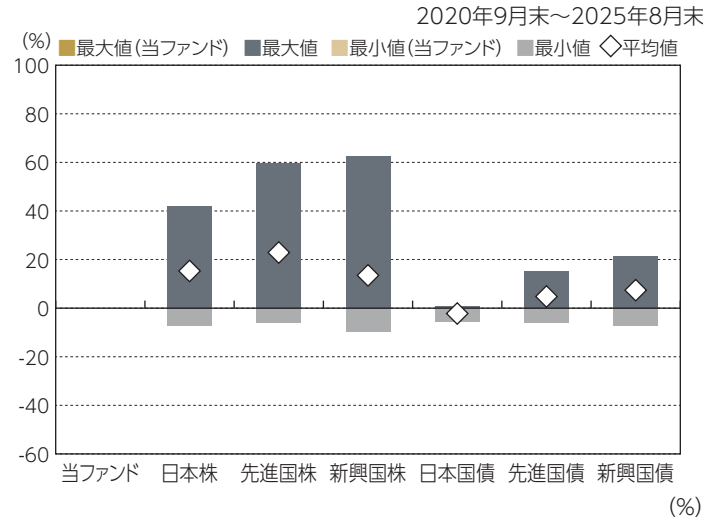
(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	—	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	—	15.3	22.9	13.5	△2.2	4.8	7.4

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

●ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	100万円以上1万円単位または100万口以上1万口単位
購 入 価 額	【当初申込期間】 1口当たり1円 【継続申込期間】 購入基準日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1円以上1円単位または1口以上1口単位
換 金 価 額	解約基準日の基準価額
換 金 代 金	解約申込受付期限：毎月末営業日から遡って4営業日前 解約基準日：解約申込受付期限の翌月27日(休業日の場合は翌営業日) 受渡日：解約基準日から起算して原則5営業日目以降に、お申込みの販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	【当初申込期間】 申込受付時間は午後3時30分までとします(申込がこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります)。 【継続申込期間】 購入申込受付期限は毎月末営業日から遡って4営業日前です。申込受付時間は午後3時30分までとします(申込がこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります)。
購 入 の 申 込 期 間	【当初申込期間】 2025年12月4日から2025年12月18日まで 【継続申込期間】 2025年12月19日から2026年12月1日まで (上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) 購入申込受付期限：毎月末営業日から遡って4営業日前 購入基準日：購入申込受付期限の翌月27日(休業日の場合は翌営業日)
換 金 制 限	当ファンドの解約可能額は、主に投資先であるルクセンブルク籍外国投資証券の換金制限に服します。 【ルクセンブルク籍外国投資証券の換金制限】 四半期ごとに、純解約申込額が前四半期末時点の純資産総額の5%(累積ベース)を超える場合には、解約金額が制限され、または解約申込が取り消される場合があります。 純解約申込額とは、各解約申込受付期限の属する月の月末までにルクセンブルク籍外国投資証券に申し込まれた解約申込金額の合計から、各解約申込受付期限の属する月の月末までにルクセンブルク籍外国投資証券に申し込まれた購入申込金額の合計を控除した金額を指します。純解約申込額が負の値の場合には、換金制限は適用されません。また、解約申込受付期限は毎月設定されています。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所および銀行における取引の停止その他のやむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよび既に受け付けた申込の受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(2025年12月19日設定)
繰 上 償 還	残存口数が10億口を下回ることとなった場合その他やむを得ない事象が発生した場合等には繰上償還することがあります。 主要投資対象であるルクセンブルク籍外国投資証券が存続しないこととなった場合には、繰上償還します。
決 算 日	原則、毎年9月1日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎決算時に、分配方針に従って分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わないことがあります。
信 託 金 の 限 度 額	3,000億円
公 告	原則として電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://www.nb.com/japan
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時 手 数 料	ご購入価額に3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	【ファンドの信託報酬】 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に対し年率1.463%(税抜1.330%)を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎決算時または信託終了のときにファンドから支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率> 信託報酬率の配分(年率)は以下の通りとします。	
	支払先	配分
	委託会社	0.495% (税抜0.450%)
	販売会社	0.935% (税抜0.850%)
	受託会社	0.033% (税抜0.030%)
	役務の内容	
		委託した資金の運用の対価
		運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
【投資対象ファンドの信託報酬】 ルクセンブルク籍外国投資証券に係る信託報酬：年率1.0%+成功報酬 (注)成功報酬は個別案件ベースでリターンに対して12.5%(ハードルレート8.0%を超過した場合) アイルランド籍外国投資証券に係る信託報酬：年率0.19% 【実質的な負担】 年率最大2.463%(税抜2.33%)程度+ルクセンブルク籍外国投資証券に係る成功報酬 (注)投資対象ファンドに係る信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。投資対象ファンドの組入比率の変更等により変動します。		
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用等に要する諸費用等が、信託財産より支払われます。 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額が日々計上され、毎決算時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ※これらの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

● 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記と異なります。
- ・上記は、2025年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

MEMO

NEUBERGER	BERMAN
-----------	--------